

2019年度 商店街新規出店・開業等支援事業助成金のご案内

2019. 4. 1

商店街の空き店舗等活用助成金

商店街の新陳代謝・活性化を促進するため、商店街の空き店舗を活用した個性ある店舗の誘致や新規開業を支援します。

事業名	新規出店・開業支援事業	商店街空き店舗再生支援事業
対象事業	商店街の空き店舗への新規出店	商店街等が空き店舗を借り上げ、以下の出店者を誘致する取組 (ア) 商店街に必要な業務等の魅力ある出店者 (イ) 短期・週末など柔軟な形態の出店者 (イ) チャレンジ出店
対象者	開業希望者	商店街・小売市場、商工会・商工会議所、市町、まちづくり会社等
期間	3年	
対象経費	店舗賃借料 内装工事費 ファサード整備費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費、広告宣伝費等運営費、 ※1 コンサル委託料(複数の空き店舗をまとめて一体的に出店誘致する場合) チャレンジ出店の場合は、専門家派遣経費(誘致した店舗に対する商店街の継続的な経営支援のための専門家派遣)も対象 ※2 住宅改修費(店舗兼住宅のケースで居住者が住み続ける場合) ※3 引っ越し費用(店舗兼住宅のケースで居住者が引っ越しする場合)
助成額	対象経費の3分の1以内 上限(1年目150万円、2年目50万円、3年目50万円)	対象経費の2分の1以内 上限(1年目200万円、2年目75万円、3年目75万円) (チャレンジ出店で年未満の場合は3ヵ月単位で按分) ※1 コンサル委託料 上限100万円(1年目のみ、定額) ※2 住宅改修費 上限100万円(1年目のみ) ※3 引っ越し費 上限20万円(1年目のみ)

商店街の事業承継支援助成金

後継者不足を乗り越え事業の継続を支援するため、商店街の活性化プラン等に基づき商店街が進める商店街づくりに合致する事業承継を行う店舗を支援します。

事業名	商店街事業承継支援事業										
	店舗承継促進事業	承継店舗開業支援事業	承継店舗円滑化事業								
対象事業	商店街が策定した活性化プラン等に基づく店舗等に係る事業の承継										
対象者	事業譲渡者	事業承継者									
期間	1年		3年								
対象経費	譲渡者に係る移転撤去費	内装工事費、ファサード整備費、広告宣伝費	店舗賃借料								
助成額	対象経費の3分の1以内 (別途市町3分の1以内) 上限(譲渡店舗分:20万円、承継店舗分:20万円)	内装工事費 ファサード整備費 対象経費の3分の2以内 上限(400万円) 広報宣伝費 定額 上限(100万円)	対象経費の2分の1以内 店舗等の面積区分に応じた助成単価に基づき算出された額と実家賃の1/2のいずれか低い額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積区分</th> <th>助成単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200㎡以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>200㎡超1,000㎡以下</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡超3,000㎡以下</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	面積区分	助成単価(月額)	200㎡以下	1,000円	200㎡超1,000㎡以下	500円	1,000㎡超3,000㎡以下	200円
面積区分	助成単価(月額)										
200㎡以下	1,000円										
200㎡超1,000㎡以下	500円										
1,000㎡超3,000㎡以下	200円										

問い合わせ先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 経営・商業支援課
TEL : (078)977-9116 FAX : (078)977-9119

(注) 助成金交付申請に当たっての注意事項を裏面に記載していますので、参照ください。

助成金交付申請に当たっての注意事項

1 空き店舗に関する主な条件は、次表のとおりです。

- ① 商店街の範囲内にあること（注）
- ② 賃貸借契約を急かされている店舗でないこと
- ③ 前の事業者が撤退した後、3ヶ月以上継続して営業活動が行われていないこと

（注）商店街については、役員や会費に関する会則があって、共同で販促活動等を行っていること等の条件があります。

2 新規出店に関する主な条件は、次表のとおりです。

- ① 小売業、飲食店、サービス業等であって、昼間の商業活性化に寄与するものであること
- ② フランチャイズ店の類に該当しないこと
- ③ 事務所、倉庫、車庫、医療・介護福祉関係施設の類に該当しないこと
- ④ 風俗営業、公序良俗に反する事業、青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当しないこと

（注）原則として、信用保証協会の保証対象となる業種であって、不特定多数の消費者を対象に営業活動をするものが対象となります。

なお、訪問販売・ネット販売・移動販売などを主とする営業、スナック・立ち飲み屋等のアルコール類の提供を主とする営業やカラオケ・ダンス・接客サービスなど遊興飲食させる営業などは対象外です。

3 開業希望者に関する主な条件は、次表のとおりです。

- ① 創業予定者、中小企業者・小規模企業者又は商業団体等であること
- ② 開業するに当たって必要となる許認可、資格及び経験を有すること
- ③ 出店について、商店街の代表者の同意（推薦）が得られること（同意書を提出する必要があります。）
- ④ 商店街内における店舗移転や商店街から他の商店街への店舗移転に該当しないこと
- ⑤ 政治・宗教活動を行う団体、暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者に該当しないこと
- ⑥ 事前に事業計画書を提出し、商業アドバイザーの派遣を受けること（注）
- ⑦ 開業希望者は空き店舗所有者と密接な関係にないこと

（注）開業希望者が助成金の交付申請をするに当たっては、事業計画、組織運営、店舗管理、事業継承などの課題について専門的見地から助言する商業アドバイザーの派遣を受けていただきます。

※派遣費用：1回当たり18,519円（税抜）の謝金に交通費を加算した額の1/3を自己負担

※派遣回数：1～2回（事業計画の熟度に応じて3回を上限に調整）

4 当初の事業計画書の提出から助成金交付決定まで、1～2ヶ月の期間を要しますので、ご注意ください。

特に、助成金の交付決定時に、既に店舗賃貸借契約又は店舗改装工事請負契約が締結されている場合は、助成の対象となりませんので、所有者や施工業者に当該契約の締結を待っていただくこととなります。

5 助成金の交付決定に当たっては、事業の実現性や継続性のほか、集客力の増加等の効果性などについて審査委員会で審査した上で決定しますので、必ずしも採択されるものではありません。

6 他の補助制度と併用することはできません。ただし、本助成金と補助対象経費が異なる場合や市町から空き店舗関係補助金が交付される場合には、併用可能とすることもありますので、あらかじめ相談してください。

7 賃貸借した空き店舗は、原則として第三者に転貸することはできません。なお、商店街空き店舗再生支援事業については、第三者に転貸することは可能ですが、店舗所有者と契約した賃借料から助成金の額を差し引いた額以下で、転貸先と賃貸借契約を締結しなければなりません。

8 助成金は精算払となっており、事業完了後の支払（年度毎の精算払は5月頃）となりますので、助成金を受領するまでの間は、事業費全額の自己資金があらかじめ必要となります。

9 助成金を対象事業以外の用途に使用した場合、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、承認を得ずに助成事業を中止又は廃止した場合などは、交付決定を取消し既に助成金が交付されている場合は、加算金を付して返還を求めることがあります。